

○長浜市緑化推進事業補助金交付要綱

平成22年4月1日告示第135号

改正

平成24年4月1日告示第123号

平成26年4月1日告示第108号

長浜市緑化推進事業補助金交付要綱

長浜市緑化推進事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第335号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、美しい緑豊かな景観づくり及び住みよいまちづくりに寄与することを目的に積極的に緑化を推進するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助の要件、補助対象経費、補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、この要綱による補助金の交付対象としないものとする。

（1）他の補助制度の対象となる事業

（2）長浜市開発事業に関する指導要綱（平成18年長浜市告示第120号）第21条に基づく事業

（3）補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者が行う事業

（交付申請）

第3条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）工事見積書

（2）付近見取図

（3）植栽計画図

（4）施工前写真

（5）申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾書

（実績報告）

第4条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業の完了後、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）領収書の写し

（3）施工後写真

（植栽後の管理）

第5条 補助金の交付を受けたものは、当該事業により整備した植栽等の保護育成及び適切な維持管理に努めなければならない。

（補助金の返還）

第6条 市長は、補助金の交付を受けたものが、補助金の交付の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に受けた交付申請に係る補助金から適用する。

（長浜市緑化推進団体等事業補助金交付要綱の廃止）

2 長浜市緑化推進団体等事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第336号）は、廃止する。

附 則（平成24年 4 月 1 日告示第123号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に、複数年度にわたる事業について既に承認を得た事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 4 月 1 日告示第108号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助の要件	補助対象経費	補助金の額	備考
生垣による緑化推進事業	市民、事業者又はこれらの中で組織する団体（緑化事業を業とするものは除く。）	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 （1） 生垣は、幅員 4 メートル以上の道路に面し、その面する部分の延長が 3 メートル以上であること。 （2） 植栽する樹木は、道路から眺望できる部分の高さが、おおむね 1 メートル以上であり、かつ、植栽本数は 1 メートル当たり 2 本以上とし、連続植栽であること。ただし、ブロック塀等視界を遮る構造物がある生垣は、その構造物の高さが、おおむね 1 メートル以下であること。	植栽に要した費用のうち、消耗品費及び原材料費（ただし、既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合は取壊費用も対象とする。）	対象事業の実施に要した費用の 2 分の 1 以内の額とし、2 万円を限度額とする（ただし、既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合は 4 万円を限度額とする。）。	補助は 1 箇所について 1 回限りとする。
緑のまちづくり推進事業	事業者又は自治会等の団体（緑化事業を業とするものは除く。）	植栽容器等を用いて道路沿線へ花苗等を植栽する場合、次に掲げる（1）、（4）～（6）の要件をすべて満たすものとする。 花壇等へ花苗等若しくは樹木を植栽する場合、次に掲げる（2）～（6）の要件をすべて満たすものとする。 （1） 植栽容器等の配置においては、1 メートルにおいて 1 個以上かつ 10 メートル	植栽容器等の購入費及び植栽に要した費用のうち、消耗品費及び原材料費	対象事業の実施に要した費用の 2 分の 1 以内の額とし、3 万円を限度額とする（ただし、複数年度に渡る事業は、単年度ごとに 3 万円を限度額とし、合計で 9 万円を限度額とする。）。	補助（複数年度に渡る事業については承認）は 1 箇所について 1 回限りとする。

		以上とする。 (2) 市街化区域においては4平方メートル以上、市街化区域外においては10平方メートル以上を緑化すること。 (3) 樹木を植栽する場合は、高さ1.5メートル以上の樹木を植栽すること。 (4) 土地の所有者又は管理者の同意を得た場所に植栽されていること。 (5) 不特定多数の人が自由に観賞できる場所に植栽されていること。 (6) 複数年度に渡る事業（3年間を限度とする。）については、初年度に全体事業の承認を得ること。			
保存樹保護事業	保存樹を所有し、又は管理する市民、自治会等	樹勢の弱った保存樹に対し、樹木医等の専門家が診断を行う事業であること。	診断に要した費用	2万円を限度額とする。	
		保存樹の樹勢回復を行う事業であること。	樹勢回復に要した費用	対象事業の実施に要した費用の2分の1以内の額とし、10万円を限度額とする。	